

総合福祉部会 第7回	
H22. 9. 21	追加参考資料 1
山本委員提出資料	

しょうがいじ しゃじったいちょうさ  
障害児・者実態調査について

ねん がつ にち  
2010年9月13日

ぜんこく せいしんびょう しゃしゅうだん やまもとまり  
全国「精神病」者集団 山本眞理

ざいたく ちょうさ そうごうふくしぶかい なか もくてき なかみ  
1 在宅の調査については、いまだ総合福祉部会の中で目的および中身について  
いしいち え わーきんぐちーむ さぎょう すず  
て意思一致が得られていないままにワーキングチームの作業が進んでいることが  
もんだい  
問題である

ざいたくちょうさ いま じりつしえんほうたいしょうがい かた にーずはあく  
在宅調査についてはそもそも今までの自立支援法対象外の方のニーズ把握  
については、こうした任意抽出調査では不可能と考えるので中止し、むしろ  
にんいちゅうしゅつちょうさ ふかのう かんが ちゅうし  
対象外の障害者団体、人数の少ない難病団体。さらにホームレスや  
たいしょうがい しょうがいしゃだんたい にんずう すく なんびょうだんたい ほーむれす  
獄中者等からの意見聴取を行うことでかえるべきである。財源の限られた中で  
ごくちゅうしゃとう いけんちょうしゅ おこな ざいげん かぎ なか  
むいみ ちょうさ ざいげん つい  
無意味な調査に財源を費やすべきではない

かいかくすいしんかいぎ いけんちょうしゅ さいと そうごうふくし  
なお改革推進会議への意見聴取がサイトからなされており、また総合福祉  
ぶかい さいと こうせいろうどうしょうぎょうせい いけんちょうしゅ おこな  
部会のサイトでも厚生労働省行政への意見聴取が行われているが、これも  
ちょうさ めーる いけん ぶんせき ほうこく いっさい  
調査であるが、このメールでの意見についての分析および報告が一切なされてい  
ないもので、これについてまず行うべきと考える

わーきんぐちーむ ぎじろくようし ざいたく ちょうさ おこな ばあい しこうちょうさ  
なおワーキングチームの議事録要旨では在宅の調査が行われた場合、試行調査  
ゆうそう おこな ほんちょうさ さいけんとう わたし ぜんこく せいしんびょう  
は郵送で行うが、本調査では再検討となっており、私ども全国「精神病」  
しゃしゅうだん おそ ほうもんちょうさ おこな いかん  
者集団の恐れる訪問調査が行われることもありうるとされていることは遺憾で  
わたし こうぎ しゅし りかい ぎろん かんが  
あり、私ども抗議の趣旨を理解していない議論と考える

にゅうしょせつ せいしんびょういん ちょうさ  
2 入所施設および精神病院への調査について

しょうがいしゃけんりじょうやく ごうもんとうきんしじょうやく じゅうけんきやく しゃかいけんきやく  
障害者権利条約、拷問等禁止条約、自由権規約および社会権規約の  
してん けんぼう してん ごうもんとうぎゃくたい きんし じんしん じゅうはくだつ  
視点、そして憲法の視点から、拷問等虐待の禁止および人身の自由剥奪とい  
じんけんしんがい かん ちょうさ  
う人権侵害に関して調査すべきである、  
つうしんめんかいけん かくほ かんしかめらしゅうおとまいく たぶらいぼし しんがい  
通信面会権の確保、監視カメラ集音マイク、その他プライバシーの侵害、  
しんたいこうそく かくり じったい せいしんびょういんいがい こうどうせいげん じったい  
身体拘束や隔離の実態、とりわけ精神病院以外での行動制限の実態など  
ちょうさ ひつよう  
の調査が必要である。

せいしんびょういん こうせいろうどうしょう ちょうさ しんたいこうそく かくりしゃかず  
精神病院については厚生労働省の調査が身体拘束および隔離者数と

あき 明らかなっているが、その期間や情況については不明である。

せいしんびょういんがい かんきん しんたいこうそく おこな けいほうじょう  
精神病院以外で、監禁や身体拘束が行われているとすれば、刑法上の  
はんざい  
犯罪である

じんけんしんがいがいたい ちいき しせつ せいしんびょういん だんぜつ かんじゃ  
こうした人権侵害自体が地域と施設および精神病院を断絶させ、患者や  
にゅうしよしゃ ちから ちいきこう さまた あき きたい  
入所者の力をそぎ、地域移行を妨げていることが明らかになると期待する

にゅういんしゃにゅうしよしゃ ちいきこう に一ずちょうさ おこな  
なお入院者入所者についての地域移行についてのニーズ調査が行われるとす  
るならば、聞き取りだけで済ませることは隔離収容の国家犯罪に加担する行為であ  
ぶれい じんけんしんがい かさ こうい え  
り、無礼および人権侵害を重ねる行為といわざるを得ない。

しゃざい に一ずちょうさき と かた ちいきこう ちいき  
まず謝罪と、ニーズ調査聞き取りをした方については、地域移行と地域での  
せいかつほしょう ほしょう ぜんてい  
生活保障についてまで保障することを前提とすべきである

いかしりょう わたし たいけん そ  
以下資料として私の体験を添える

せいしんしょうがいしゃ ほうもん いか びょうじょうあつか しりょう  
精神障害者にとって訪問ということが以下に病状悪化をもたらすかの資料

として

じちたい す せいしんほけんふくしほうじょう ほ一むへるば つか  
とある自治体に住んでいたときに精神保健福祉法上のホームヘルパーを使って  
いたがそれに関連してモニタリングとして保健師の訪問があった。そのうち二回は  
あぼ ほうもん ほうてき いんがかんけいりっしょう ふかのう  
アポなし訪問であった。、これにより（法的に因果関係立証までは不可能である  
が）私は当時の主治医により幻覚妄想状態というほど悪化し、幻視幻聴がある  
といわれた。

にかい あぼ ほうもん わたし もうそう ふくしおんぶずまん  
なおこの二回のアポなし訪問については私の妄想ではなく、福祉オンブズマンの  
ちょうさ じちたいじしん みと  
調査によりその自治体自身が認めている。

べつ じちたい あぼ こうもくちょうさ せいしんしょうがいしゃ くやくしよ  
なお別の自治体でもアポなしで106項目調査をされた精神障害者が区役所  
こうぎ じさつ  
で抗議の自殺をしている